

「つかさホームクリエイトこと角藤司」に対する行政処分の概要

1 事業者の概要

- (1) 名称：つかさホームクリエイト（個人事業者）
- (2) 所在地：松山市美沢二丁目1番11号
- (3) 代表者：角藤 司（かくとう つかさ）
- (4) 取引類型：訪問販売
- (5) 事業内容：住宅リフォーム、増築、塗装、修繕等の総合住宅設備の役務提供事業

2 取引概要

つかさホームクリエイト（以下「被処分業者」という。）は、アポイントメントを取ることなく、消費者宅を訪問し、営業所等以外の場所である同所において、下水管洗浄や床下工事等の役務提供契約を締結していることから、このような被処分業者が行う役務提供契約は、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

3 処分（命令）の内容

(1) 業務停止命令

被処分業者は、令和3年2月20日から同年11月19日までの9か月間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 被処分業者の行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 被処分業者の行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 被処分業者の行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令

被処分業者の代表者である角藤司は、令和3年2月20日から同年11月19日までの9か月間、前記(1)の業務停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを禁止する。

4 処分の根拠となる法令の条項

法第8条第1項

5 処分の対象となる不適正な取引行為

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（販売業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）（法第3条）

被処分業者は、遅くとも令和2年3月23日以降、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、事業者名、役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていない。

(2) 不実告知（役務提供契約の解除に関する事項）（法第6条第1項第5号）

被処分業者は、遅くとも令和2年4月14日以降、役務提供契約の解除を申し出た消費者に対して、実際には、無条件で役務提供契約の解除を行うことができるにもかかわらず、あたかも役務提供契約の解除を行うには点検料が必要であるかのように、役務提供契約の解除に関する事項について不実を告げていた。

(3) 威迫・困惑（法第6条第3項）及び迷惑解除妨害（法第7条第1項第5号、特定商取引に関する法律施行規則第7条第1号）

被処分業者は、令和2年4月14日、役務提供契約の解除を申し出た消費者の親族方に押しかけ、消費者の親族を威迫し、役務提供契約の解除を妨害した。